

手芸作品及び手芸レシピの法的保護

会員・弁護士 引地 麻由子

要 約

編み物や刺しゅうに代表される手芸は、古くから多くの人に趣味として親しまれている。近年、インターネットの普及によって、個人が作った作品を発表したり販売したりすることが容易となったことから、手芸の知的財産としての価値に注目が集まっている。特に、手芸作品及び手芸レシピが法的にどのように保護されるのかに興味を持たれているようである。そこで、本稿では、主に著作権を中心に、手芸作品及び手芸レシピの法的保護に関する現在の議論を整理するとともに、派生する問題点について検討を行い、今後の保護の在り方を考察する一助としたい。

目次

1. はじめに
2. 手芸作品の著作物性
3. 手芸レシピの著作物性
4. その他の法律による保護
5. 派生する問題点
6. 海外における状況
7. おわりに

1. はじめに

手芸とは、個人が大量生産を目的とせずに行う編み物や刺しゅう等の創作活動をいう⁽¹⁾。我が国では、明治期から女性の教養の1つとして奨励されていたが、戦後、編み物、刺しゅう、パッチワーク等の様々な手芸が広く一般家庭に普及するようになり、現在では多くの人に趣味として楽しまれている⁽²⁾。その一方で、近年のインターネットの急速な普及により、自分の作品をブログ等で発表したり、オークションサイト等を利用して他人に販売したりすることが簡単にできるようになった。

しかしながら、“手芸作品”や、その作り方を解説した“手芸レシピ”が、法的にどのように保護されるのかという点についての情報は少ないため、手芸作家や手芸愛好家の間では、「手芸レシピの本を見て作った作品を販売しても問題ないか?」「自分の作品が真似されているようだが、権利侵害ではないか?」等の疑問も聞かれる⁽³⁾。

そこで、本稿では、主に著作権を中心に、手芸作品

及び手芸レシピの法的保護に関する現在の議論を整理し、派生する問題点について検討を行う。

2. 手芸作品の著作物性

(1) 応用美術の著作物性に関する議論

手芸作品は美的な創作物の一種であるが、衣服、人形、バッグ等のように、実用品・日用品として作成される場合が多い。

そのため、手芸作品は、実用品に応用された美術、すなわち、応用美術に分類されるものと考えられる。

しかし、我が国の著作権法には応用美術に関する明文規定がなく、「美術の著作物」が「美術工芸品」（応用美術の一種である）を含むと規定されているだけであるため（2条2項）、従来から「美術工芸品」以外の応用美術が「美術の著作物」（10条1項4号）として保護されるか否かが問題とされてきた。

裁判例は、2条2項を「美術の著作物」の例示規定と解し、美術工芸品以外の応用美術にも保護の範囲を広げてきたが、保護要件については、絵画等の純粋美術の場合とは何らかの区別をしているものが多い⁽⁴⁾。

また、これまでの裁判例を概観すると、応用美術が「純粋美術と同視できる」場合に著作物性を認めているものが多く、基本的に、実用性や機能性の面を離れて独立して美的鑑賞の対象となるか否かを判断基準にしているとの指摘がある⁽⁵⁾。

しかし、近年、知財高裁は、家具（幼児用椅子）のデザインに関する著作物性が争われた〔TRIPP

TRAPP 控訴審^⑥において、「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」と判示して、応用美術の著作物性について柔軟な判断基準を示した。

この見解は従前の裁判例の見解と異なるものであり、今後の裁判例の動向が注目される^⑦。

(2) 手芸作品の保護の可能性

[TRIPP TRAPP 控訴審]の見解に基づけば、手芸作品についても、作成者の個性が発揮されている場合には著作物性が認められ、「美術の著作物」(10条1項4号)として保護される可能性があることになる。

具体的に検討すると、手芸作品の中でも、特に鑑賞を目的として作成され、外観上の表現に特徴を有する作品(例えば、絵画的な図案を表現した壁掛けや、高い装飾性を備えたオブジェ等)は、絵画や彫刻と同様、作成者の個性の発揮を見とることができるので、著作物性が認められる可能性が高いと考えられる(図1参照)。



図1 個性的な手芸作品の例 (©2014 Asako Shibasaki)

これに対し、従来から知られている模様や図柄を単純に組み合わせただけの作品には、作成者の個性が発

揮されているとは言い難く、著作物性が認められる可能性が低いと考えられる。また、バッグや帽子等のように、実用的な機能によってデザインが制約を受ける作品については、作成者の個性を発揮することが難しい場合もあるだろう。

しかし、そのような作品であっても、今までにない独自の創作性を付加することにより、多少なりとも作成者の個性を発揮することができれば、著作物として保護を受けられる余地は十分にあると考えられる。

表1 手芸作品の著作物性(裁判例や学説を参考に筆者が作成)

著作物性が認められる可能性が高いもの	中間領域	著作物性が認められる可能性が低いもの
<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の個性が強く発揮されているもの ・美的鑑賞の対象となるもの (例：絵画的な図柄を表現した壁掛け、高い装飾性を有する立体的なオブジェ)	両者の中間 ・模様・図柄・形状等に一定の工夫を凝らしたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の模様・図柄・形状を単純に組み合わせたもの ・実用性・機能性のみに基づくデザイン (例：一般的な形状のバッグであって、模様の特徴がないもの)

(3) 創作的表現とアイデアの区別

完成品としての手芸作品が、著作物として著作権法上の保護の対象となるのに対し、作品の作り方やデザインに関するアイデアそのものは、著作物に該当せず、著作権法上の保護の対象にならない。

このことを判示した裁判例として、[手編みベスト事件]^⑧がある。裁判所は、四角形の基本モチーフ(構成単位)を正五角形の形につなげて構成した衣服(女性用ベスト)の著作物性について、「そのような構成を有する衣服を作成するという抽象的な構想又はアイデアにとどまるものというべきものと解され、創作性の根拠となるものではない」として、著作物性を否定した。

その一方で、同判決は、「原告編み物においては、編み目の方向の変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選択等の点が、その表現を基礎付ける具体的構成となっているものということができる」(下線部筆者)とも述べていることから、編み物作品の場合、これらに作成者の個性が発揮されていれば、著作物性が認められる余地があるといえるだろう^⑨。

3. 手芸レシピの著作物性

(1) 手芸レシピとは

手芸作品は、外観から作り方を推測できないものが

多い。そこで、誰でも同じ作品を作ることができるように、文章・写真・図表を用いて作り方を説明したものの（以下、「手芸レシピ」という。）が用いられる。従来、手芸レシピは書籍の形で頒布されることが多かったが、現在では、企業や個人のホームページから手軽に入手できるものが増えている。そこで、以下では、手芸作品とはいったん切り離して、手芸レシピ自体の著作物性について検討する。

(2) 文章等により作業手順を説明した手芸レシピ

手芸レシピは、作業手順を文章や写真・イラスト等を用いて時系列的に解説したものが多い。このような手芸レシピに表現上の創作性がある場合、「言語の著作物」(10条1項1号)として保護される可能性がある。

例えば、初心者にも理解しやすいように、手順を細かく分けて詳細に説明したり、写真やイラストを工夫したりすることによって、表現上の創作性が発揮されている場合には、著作物性が認められる可能性が高いと考えられる。

これに対し、各作業手順の要点のみを専門用語を用いて簡潔に箇条書きしたようなものは、創作性を発揮する余地が少なく、著作物性が認められない場合が多いと思われる⁽¹⁰⁾。

(3) 編み図や型紙等で表現された手芸レシピ

手芸レシピは、編み図や型紙等の図表（以下、総称して「編み図等」という。）を含んでいる場合が多い（図2参照）。編み図等には多くの情報が含まれており、慣れた人であれば、説明文を読まなくても編み図等だけを頼りに作品を作ることができる。

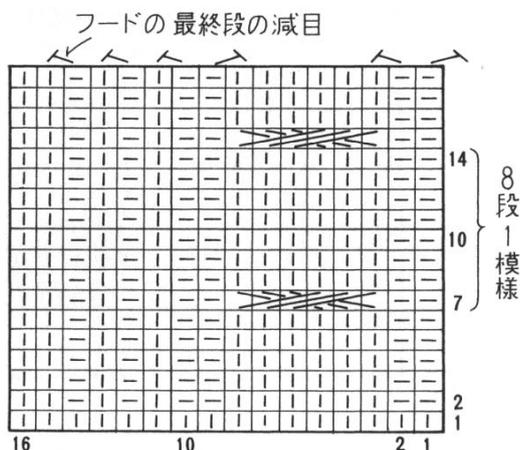


図2 編目記号を用いた編み図の例
 (「子どものニット」(2002), 雄鶏社, p55より)

編み図等は「図面の著作物」(10条1項6号)として保護される可能性があるが、近年の裁判例の多くは、図面の著作物性について、単に共通のルールや共通の製図法に基づいて作成されただけでは足りず、作図上の表現方法やその具体的な表現内容に作成者の個性が発揮されていなければならない、という見解に立っている⁽¹¹⁾。

前述した「手編みベスト事件」⁽¹²⁾においても、裁判所は、編み図の著作物性について「図面としての見やすさや、編み方の説明のわかりやすさに関する創意工夫が表現上現れているかによって創作性の有無を検討すべき」とした上で、「原告編み図は、編み図における一般的な表示方法又は表示ルールに従い、他の編み図でも一般的に採用されている構成によって、原告編み物の作成方法を説明したものである」ことを理由に、著作物性を否定した。

この判決は、「一般的な表示方法又は表示ルール」に従って作成された編み図には著作物性が認められない、という見解を示すようにも思われる。

しかし、現在普及している編み図のほとんどは「一般的な表示方法又は表示ルール」としてのJIS規格「編目記号」⁽¹³⁾に従っているため、上記の考え方を貫いた場合、これらすべてに著作物性が認められなくなってしまうおそれがある。

筆者は、編み図等を作成する場合に共通の表示方法・表示ルールを用いることは当然であって、そのことをもって直ちに著作物性を否定することは誤りであると考えている。編み図等を作成する際には、限られた紙面上に、いかに必要な情報を分かりやすく盛り込めるかが重要であり、この点にこそ、作成者の個性の発揮や、創意工夫を行う余地が存在するように思われるからである⁽¹⁴⁾。

表2 手芸レシピの著作物性(裁判例や学説を参考に筆者が作成)

著作物性が認められる可能性が高いもの	中間領域	著作物性が認められる可能性が低いもの
<ul style="list-style-type: none"> ・表現方法・表現内容に作成者の個性が発揮されているもの ・作図上の創意工夫があるもの (例：写真やイラストを用いて詳細に説明したもの、編み図に着色等を施して見やすく工夫したもの) 	<p>両者の中間</p> <p>(例：一般的な編み図等と説明文の組み合わせ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現が実用的・機能的で選択の余地がほとんどないもの ・ありふれた表現 (例：作業手順を簡潔に箇条書きにしたもの、一般的な編目記号のみで表記されたもの)

(4) 手芸作品と手芸レシピの関係

それでは、手芸作品に著作物性が認められる場合、その作り方を説明した手芸レシピにも、当然に著作物性が認められるだろうか。

設計図の著作物性と建築物の著作物性が別の問題であると同様⁽¹⁵⁾、手芸レシピの著作物性と手芸作品の著作物性は別の問題である。ある手芸作品に著作物性が認められたとしても、その作り方を説明した手芸レシピに著作物性があるとは限らない。

もっとも、手芸作品の創作性が、その手芸レシピにも現れている場合には、手芸レシピにも著作物性を認めるべきであろう。また、このような場合、手芸レシピを手芸作品の二次的著作物と捉える余地もあると考えられる。

4. その他の法律による保護

(1) 意匠権による保護

意匠法は「工業上利用することができる意匠」(意匠法3条1項)を保護の対象としていることから、本来、手作業で1つずつ作成される手芸作品の保護にはなじまないようにも思われる。

しかし、手芸作品のデザインや、模様(編地、織地等)は、意匠権による保護が可能である。特に、他人に模倣されて量産されるおそれがあるもの(例えば、個性的な形状のバッグ等)は、意匠権による保護に適していると考えられる。

(2) 特許権・実用新案権による保護

一般的に、手芸作品は慣用的な技法(縫い方・編み方)の組み合わせから構成されるものが多いため、進歩性の要件を満たすことは難しいようにも思われる。

しかし、技術的な効果があるもの(例えば、保温機能を持たせた編み方に特徴があるものや、布を伸縮自在に縫い合わせた点に特徴があるもの等)については、特許や実用新案による保護を受けられる可能性がある。

(3) 不正競争防止法による保護

「他人の商品の形態」を「模倣した商品」(デッドコピー)を販売したり輸出したりする行為は、「不正競争」に該当する(不正競争防止法2条1項3号)。

したがって、手芸作品を「商品」として販売している者は、他人がその商品を模倣した商品を販売し、そ

れによって営業上の利益を侵害された場合に、不正競争防止法に基づき、差止め請求(同法3条)や損害賠償請求(同法4条)を行うことができる。

5. 派生する問題点

(1) 他人の創作した手芸作品を複製する行為

手芸愛好家が、本などに掲載されている手芸レシピを見ながら手芸作品を作る場合、他人(手芸作家)の作品をそのまま複製していることになるが、これには著作権法上どのような問題があるだろうか。

以下、甲が創作した手芸作品(以下、「甲作品」という。)の手芸レシピ(以下、「甲作品の手芸レシピ」という。)に従って、乙が同一の手芸作品を作る場合について検討する。(なお、「甲作品」は産業財産権の登録を受けていないものとし、著作権侵害の成否についてのみ検討する。)

① 「甲作品」に著作物性が認められる場合

乙の行為は「甲作品」の複製に該当するといえるが、私的使用のための複製(30条1項)に該当する場合には、甲の承諾を得ずに自由に行うことができる。例えば、乙が個人的に楽しむ目的や、家族にプレゼントする目的で「甲作品」を複製する場合がこれにあたる。

② 「甲作品」に著作物性が認められない場合

「甲作品」が著作権で保護されていない以上、乙は自由に「甲作品」の複製を行うことができる。

(2) 他人の創作した手芸作品を複製し、第三者に販売する行為

それでは、乙が、「甲作品」を複製し、ネットオークション等を利用して第三者に販売した場合には、著作権法上どのような問題があるだろうか。

① 「甲作品」に著作物性が認められる場合

乙が第三者に販売する目的で「甲作品」を複製する行為は、私的使用のための複製とはいえ、その他の例外規定に定める場合にも当たらないから、甲の承諾を得ない限り「甲作品」の著作権侵害となる。

② 「甲作品」に著作物性が認められない場合

「甲作品」に著作権がないのであるから、乙が甲の承諾を得ずに「甲作品」を第三者に販売しても、著作権法上の問題は生じない。

(3) 他人が創作した手芸レシピを利用する行為

次に、乙が、手芸レシピの本などに掲載されている

「甲作品の手芸レシピ」を利用する場合について検討する。

①「甲作品の手芸レシピ」に著作物性が認められる場合

乙が、自分で書き込みをするためにコピーを取る場合等のように、私的使用の目的で「甲作品の手芸レシピ」を複製する場合には、著作権法上の問題は生じない(30条1項)。

これに対し、乙が「甲作品の手芸レシピ」を不特定多数の人に配布したり、ウェブサイト上に転載したりする行為は、甲の承諾を得ない限り、「甲作品の手芸レシピ」の著作権(複製権、公衆送信権)侵害となる。

②「甲作品の手芸レシピ」に著作物性が認められない場合

「甲作品の手芸レシピ」の表現に創作性がなく、著作物として保護されない場合には、原則として、乙はこれを自由に利用することができる。

但し、例外的に、原作品である「甲作品」に著作物性が認められ、かつ、「甲作品の手芸レシピ」が「甲作品」の二次的著作物に該当するような場合については、「甲作品の手芸レシピ」にも「甲作品」の著作権が及ぶと考えられる。

(4) 他人の手芸作品の手芸レシピを作成する行為

乙が、「甲作品」の作り方を研究し、その作り方を説明した「甲作品の手芸レシピ」を作成して他人に公開した場合はどうか⁽¹⁶⁾。

①「甲作品」に著作物性が認められる場合

乙が「甲作品」に基づいて「甲作品の手芸レシピ」を作成する行為は、「甲作品」の翻案に該当する場合がある⁽¹⁷⁾。したがって、甲の承諾を得ずに他人に公開した場合には、「甲作品」の著作権(翻案権)侵害となる可能性がある。

②「甲作品」に著作物性が認められない場合

乙が「甲作品」に基づいて作成した「甲作品の手芸レシピ」を他人に公開しても、著作権法上の問題は生じない。

(5) 一般不法行為の成立の可能性

以上検討してきたように、甲が乙に対して著作権を行使するためには、「甲作品」と「甲作品の手芸レシピ」のいずれかに著作物性が認められることが必要である。すなわち、「甲作品」と「甲作品の手芸レシピ」

の両方に著作物性が認められない場合には、乙がこれらをどのように利用しても著作権侵害の問題を生じないので、手芸レシピを見て作った「甲作品」を販売することも自由にできるということになる。

しかし、手芸レシピやウェブサイトには、「商業目的での利用を禁じます」「掲載作品の販売はご遠慮ください」等の注意書きが表示されている場合がある。「甲作品」や「甲作品のレシピ」が著作権によって保護されていない場合、これらの注意書きはどの程度の法的拘束力を有するのだろうか。

乙が事前に利用条件に同意したような場合とは異なり、甲の一方的な注意書きがあることのみをもって、甲乙間に商業的利用を行わない旨の合意が成立したと認定することは、一般的には困難と考えられる。

そこで、乙がこれらの注意書きを無視して商業的利用(販売等)を行った場合に、一般不法行為(民法709条)が成立するか否かが問題となるが、最高裁は、著作権法上の保護が及ばない場合の一般不法行為の成立要件について、「同条各号(筆者注:著作権法6条各号)所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない⁽¹⁸⁾」という見解を示している。

この見解に基づけば、乙に不法行為の成立が認められるのは、乙が甲の「法的に保護された利益を侵害」したといえるような例外的なケースに限られることとなり、甲にとって不利な結論となる可能性がある。

そこで、甲が自分の手芸作品や手芸レシピの商業的利用を確実に禁止したい場合は、事前に乙から同意を取り付けておくことが有効である。例えば、手芸レシピのダウンロードサービスを提供している場合には、予め「商業的利用を行わないことに同意しました。」というチェックボックスを設けておき、チェックを入れた人だけにダウンロードを許可する、という方式を採用することも一案ではないと思われる。

6. 海外における状況

(1) 手芸作品

米国では、実用品(Useful Object)については、実用的側面から独立した部分のデザイン(例えば、自動車に取り付けられた装飾品や、タオルに印刷された図柄等)のみが著作権法上の保護の対象となる⁽¹⁹⁾。その

ため、一般的に、機能的・実用的な手芸作品が著作権による保護を受けることは難しいと考えられている⁽²⁰⁾。

英国では、手芸作品は「work of artistic craftsmanship」に該当する場合にのみ、美術の著作物として保護を受けることができる。また、著作物性の判断は裁判所によって行われ、作成者の意図や美観に訴えるかどうか等が考慮される⁽²¹⁾。したがって、一般的な手芸作品は著作権法による保護を受けられない場合が多いと思われる。

(2) 手芸レシピ

英語圏では、その表現形態にかかわらず、手芸レシピは一般的に「pattern」(knitting pattern, sewing pattern)と呼ばれる。

米国では、手芸レシピは著作物として保護の対象となるが⁽²²⁾、創作的な表現がなければ保護されないため、保護に欠けることを指摘する文献もある⁽²³⁾。

英国でも、手芸レシピは著作物として保護の対象となり、文章で書かれているものについては「文芸の著作物」、編み図等は「美術の著作物」に分類される⁽²⁴⁾。

なお、手芸レシピに「商業利用禁止」の注意書きがあった場合に、それを無視して商業利用することの可否(前記5(5)を参照)については、両国とも否定的に解釈しており、できるだけ手芸作品や手芸レシピを法的に保護しようとする姿勢が見てとれる⁽²⁵⁾。

7. おわりに

ある手芸作家はその著書の中で、自分の作品を「私そのものである」⁽²⁶⁾と述べている。手芸は、作成者の個性を表現する手段であり、著作権法の目的である文化の発展にも資するものであるから、個性ある手芸作品や手芸レシピは、積極的に著作権で保護することが望ましいと考える。

しかし、これまでのところ、手芸作品や手芸レシピの著作物性について争われた事例は少なく、著作権の保護が及ぶ範囲についても不明な点が多い。

そのような状況においては、手芸作品のデザイナー(手芸作家)は、自らの手芸作品や手芸レシピの取扱いに十分注意を払うことが必要である。特に、手芸レシピについては、ひとたび公開すれば多くの人が作品を複製する可能性があり、それを規制することは難しいということを十分に認識した上で、公開するかどうか

を慎重に決定すべきであると思われる。

また、ユーザー(手芸愛好家)は、他人が創作した手芸作品や手芸レシピを個人的に楽しむ目的で利用することは問題ないが、販売等を行おうとする場合は、著作権侵害に該当する可能性があることに注意すべきである。

ところで、海外では、著作権の消滅や放棄によりパブリック・ドメインとなった手芸レシピ(「ビンテージ・パターン」とも呼ばれる。)を集めて管理しているウェブサイトが知られており、手芸愛好家の間で広く活用されている⁽²⁷⁾。このようなウェブサイトがあれば、著作権を気にせずに誰でも安心して手芸を楽しむことができるので、非常に有用であると思われる。今後、日本においてもパブリック・ドメインの利用環境の整備が進んでいくことに期待したい。

本稿が、少しでも手芸に携わる方々の一助になれば幸いである。

(注釈等)

- (1) 例えば「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典」には、「手芸」の解説として「大量生産を目的とせず、装飾の効果や個人的趣味性を重んじる手先の技芸。刺繍、編物、織物、染色、人形、袋物、造花などが含まれる。(以下略)」と記載されている。
- (2) 山崎明子「戦後手芸ブームと新たな『主婦』規範」, 千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書 175, p.91-110 (2008)
- (3) 弁護士ドットコムニュース「『手芸レシピ本』を見て作った『ハンドメイド作品』有料で販売したら著作権侵害？」(2014) (https://www.bengo4.com/houmu/17/n_1157/)
また、「Yahoo!知恵袋」等のQ&Aサイトには、著作権と手芸作品に関する複数の質問が掲載されており、ユーザーの関心の高さがうかがえる。
- (4) 中山信弘「著作権法(第2版)」, p.169 (2014), 有斐閣
- (5) 金子敏哉, 「応用美術の保護 - TRIPP TRAPP 事件控訴審判決をふまえて -」, パテント 69 巻 4 号 (別冊 14) p.103 (2016)。また、近年でも、ファッションショーの著作物性が争われた知財高裁平成 26 年 8 月 28 日判決(判時 2238 号 91 頁)[ファッションショー控訴審]は、「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」については、美術の著作物と客観的に同一なものともみることができ、「美術の著作物」として保護すべきであると判示している。
- (6) 知財高判 27 年 4 月 14 日(判時 2267 号 91 頁)[TRIPP TRAPP 控訴審]。本件では幼児用椅子のプロダクトデザインに著作物性が認められた。
- (7) [TRIPP TRAPP 控訴審] 以降に応用美術の著作物性につ

- いて判断がなされた裁判例として、大阪地判平成 27 年 9 月 24 日、東京地判平成 28 年 1 月 14 日があるが、必ずしも判断基準は一定していない。
- (8) 東京地判平成 23 年 12 月 26 日 (判時 2159 号 121 頁) [手編みベスト事件]。その後、知財高判平成 24 年 4 月 25 日より控訴が棄却された。
- (9) なお、原告は、本件訴訟において「編み目の方向の変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選択等」を創作性の根拠として主張しなかったことから、これらの点を根拠とした創作性の有無については判決の中で検討されなかった。
- (10) 個々の手芸レシピに著作物性が認められない場合であっても、複数の手芸レシピを編集して書籍等の形にしたものは「編集著作物」(12 条 1 項)として保護の対象となり得る。
- (11) 知財高判平成 27 年 5 月 25 日 [建築設計図事件]、東京地判平成 9 年 4 月 25 日判時 1605 号 136 頁 [スモーキングスタンド事件] 等。また、早稲田祐美子「手芸作品の保護」、コピーライト、622 号、p.70 (2013)。
- (12) 前掲 8
- (13) JIS L0201-1995「編目記号」を参照。
- (14) 同じ「編目記号」を用いて編み図を作成する場合でも、作成者によって、全体のレイアウト、拡大表示する部位の選択、省略する部位の選択、記号や補助線の追加等に大きな違いがみられることから、これらの点に作成者の個性の発揮を認めることができる。
- (15) 前掲 4, p.95-96
- (16) 乙の行為は、「甲の手芸レシピ」が未公開である場合や、有料で公開されている場合には特に問題となる。
- (17) 後掲 21 によれば、英国ではこのような考え方が採られている。
- (18) 最判平成 23 年 12 月 8 日 (民集 65 卷 9 号 3275 頁) [北朝鮮映画事件上告審]。なお、著作権侵害が成立しない場合に一般不法行為の成立を認めた裁判例として、著作権知財高判平成 17 年 10 月 6 日 [ライントピックス控訴審]、知財高判平成 18 年 3 月 15 日 [通勤大学法律コース控訴審] 等。
- (19) The Useful Article doctrine in US Copyright Law
- (20) Jessica Meindertma “Patterns and copyright protections [2014]” (<https://library.osu.edu/blogs/copyright/2014/07/14/patterns-and-copyright-protections/>)
- (21) 英国知的財産庁 (UKIPO), “Copyright Notice : knitting and sewing patterns [2015]” (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/399646/Copyright_Notice_4-2015.pdf)
- (22) 前掲 19
- (23) 前掲 20
- (24) 前掲 21
- (25) 前掲 20 は、米国での実務について、「商業利用禁止」という利用条件のもとで手芸レシピを入手している可能性があるものの、これに関する裁判例はなく明確な結論は出ないと指摘する。また、前掲 21 は、英国における「商業利用禁止」の注意書きに反する行為は契約違反に当たる可能性があるとして指摘する。
- (26) 本田 君, 「優雅なレース編み」, (1977), 雄鶏社
- (27) パブリック・ドメインとなった手芸作品・手芸レシピを紹介している海外のサイトとしては、<http://www.antiquepatternlibrary.org/> <http://www.freevintagecrochet.com/> 等がある。
(URL の最終アクセス日は全て 2016 年 11 月 23 日)
- (原稿受領 2016. 11. 23)